【規程番号　行法Ｖ－006】

# 育児等に係る勤務時間の短縮に関する内規

（趣　旨）

**第１条**　行吉学園育児休業等規程（以下「育児休業規程」という。）第 14 条に規定する育児に係る勤務時間の短縮及び第 19 条に規定する柔軟な働き方を実現するための措置に係る勤務時間の短縮に関して、以下のとおり内規を定める。

（対象者）

**第２条**　本内規を適用する対象者は、３歳に達するまでの子を養育する教職員及び３歳から小学校就学の始期までの子を養育する教職員とする。

２　前項の規定にかかわらず、死亡等の理由により本内規による勤務時間短縮申出に係る子を養育しないこととなった場合及び労使協定により除外された以下の教職員は本内規の対象者としない。

（1）在職１年未満の者

（2）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（勤務時間短縮期間及び申出）

**第３条**　前条の対象者のうち、３歳までの子を養育する教職員は子が３歳に達する日を、３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は子が小学校就学の始期に達する日を限度として、本内規の適用を受けることができる。

２　勤務時間の短縮は、１回につき、１か月以上の期間とし、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として短縮開始予定日の１か月前までに育児短時間勤務申出書により申出なければならない。

３　申出書が提出されたときは、学園は申出者に対して育児短時間勤務取扱通知書を交付する。

（適用手続）

**第４条**　本内規の適用手続については、育児休業規程第３条から第６条までの規定（第３条第２項及び第４条第３項を除く。）を準用する。

（短縮時間）

**第５条**　勤務時間の短縮は１日につき１時間又は２時間とする。

（短縮期間中の給与）

**第６条**　勤務時間の短縮期間中の給与、賞与は下記のとおりとする。

(1) 勤務時間短縮が１日につき１時間のとき

ア　給与は基本給の１／所定労働時間を減給する。

なお、勤務時間短縮開始月及び終了月については、下記の算式により基本給を減給する。

基本給減給額＝基本給×勤務時間を短縮した日数÷出勤すべき日×１／所定労働時間

イ　賞与については、勤務時間短縮期間中の総短縮時間を日数に換算し、それを欠勤日に加算する。

(2) 勤務時間短縮が１日につき２時間のとき

ア　給与は基本給の２／所定労働時間を減給する。

なお、勤務時間短縮開始月及び終了月については、下記の算式により基本給を減給する。

基本給減給額＝基本給×勤務時間を短縮した日数÷出勤すべき日×２／所定労働時間

イ　賞与については、勤務時間短縮期間中の総短縮時間を日数に換算し、それを欠勤日に加算する。

**附　則**

この内規は、平成４年４月１日から施行する。

**附　則**

この内規は、平成10年４月１日から施行する。

**附　則**

この内規は、平成11年４月１日から施行する。

ただし、平成11年３月31日現在育児休業中の者については、なお従前の例による。

**附　則**

この内規は、平成 14 年４月１日から施行する。

**附　則**

この内規は、平成 17 年４月１日から施行する。

**附　則**

この内規は、平成 19 年４月１日から施行する。

**附　則**

この内規は、平成 22 年６月 30 日から施行する。

**附　則**

この内規は、令和４年 10 月１日から施行する。

**附　則**

この内規は、令和７年 10 月１日から施行する。